

# 公の施設（指定管理者施設）のあり方の見直し方針

平成 22 年 3 月

愛 媛 県

## 1. 各施設に対する見直し方針

施設名	見 直 し 方 針
1. 女性総合センター	<p>男女共同参画社会の実現に関しては、依然として解決すべき課題も多く残っているほか、県内市町の現状からも県がそのリーダー的役割を担っていく必要があることから、その拠点となる当施設については、引き続き県立施設として維持する。</p> <p>なお、「茶室」、「視聴覚室」、「円卓会議室」など利用率の低いスペースについては、指定管理者と協議し、利用促進に取り組むとともに、施設の名称については、時代の流れに沿ったものかどうかという観点も含めて、次期「男女共同参画計画」の策定時に、利用者並びに「男女共同参画会議」などの意見も聞き、改称を検討する。</p>
2. 体験型環境学習センター	<p>「地球温暖化防止」は、分野、世代を問わず県民総ぐるみで取り組まなければならないものであり、その理念を普及・啓発していくことは県の責務であることから、引き続き県立施設として維持する。</p> <p>今後、これまでは十分とは言えなかった「えひめこどもの城」内に設置されているメリットを最大限に活かすよう、児童をターゲットとした市町教育委員会との連携強化などに取り組み、一層「地球温暖化防止」の情報発信拠点として多くの県民の認知と理解が得られるよう努める。</p>
3. 宇和海自然ふれあい館	<p>足摺宇和海国立公園の自然に関する情報提供と公園利用者の休憩や交流の場の提供を目的としているが、実質は休憩施設としての機能に偏っていることから、地元愛南町の公共施設として活用できるように施設の譲渡について愛南町と協議を進める。</p> <p>なお、愛南町への譲渡が困難な場合で、老朽化等による施設改修等に多額の財源が必要となったときには、県立施設としては廃止する。</p>
4. 総合社会福祉会館	<p>平成6年に設置して以降、福祉に関する相談窓口や人材養成、県民のボランティア活動支援などの機能を有し、県内各種福祉団体の活動拠点を提供するなど、県全体の社会福祉の充実の一翼を担っていることから、引き続き県立施設として維持する。</p> <p>なお、施設全体の稼働率が向上するよう、指定管理者と協議し、その利用促進に努める。</p>
5. ファミリーハウスあい	<p>長期療養中の子どもに関わる家族の経済的負担や療養中の子どもたちの精神的負担の軽減を図ることを目的とした県内で唯一の施設であり、母子保健の分野、少子化対策の面からも重要な役割を担っていることから、引き続き県立施設として維持する。</p>
6. えひめこどもの城	<p>広大な敷地の中で、県内の子どもたちに「遊びの場」や「様々な体験の場」を提供していることや県内の児童館活動を牽引する中核的な役割を持っていることから、県民共有の貴重な財産として、ひとりでも多くの子どもたちに利用してもらいつつ、当面は県立施設として維持する。</p> <p>なお、これまで投入された経費に対する評価については様々な意見もあることから、子育て環境の変化や県内市町の児童館や児童遊園の設置・運営状況を把握しながら、常にどのような状態が県民生活にとって最良の方策なのかといった問題意識を持ちつつ、適正な運営に努める。</p>
7. 母子生活支援センター	<p>昨今社会問題化しているDVをはじめ、社会的・経済的な事情等を抱えた母子世帯の生活再建の場として、市町の補完的役割も果たしながら県内全域をカバーしているほか、県外からの受入にも対応している現状などから、引き続き県立施設として維持する。</p>
8. 身体障害者福祉センター	<p>身体に障害を持つ県民の社会活動への参加や自立を促すことを目的に、医師による診察や理学療法士等専門家による機能回復訓練の実施、更には身体障害者に対するスポーツ指導や大会の実施などといったサービスが提供できる県内唯一の施設であり、県内市町の補完的役割としては必要性が極めて高いことから、引き続き県立施設として維持する。</p>
9. 障害者更生センター (道後友輪荘)	<p>宿泊等を通して障害者に安らぎを与え、健常者との交流も図ることができること、更には障害者の雇用の場となっている面からも現在の役割は大きいと考えているが、施設の老朽化や構造的な問題（トイレが設置されていない客室があるなど）については、各種の障害者施策を推進していく中でいずれ解決しなければならない課題である。</p> <p>このため、当面は県立施設として維持するが、施設本体の抜本的改修により多額の財政出動が必要となる場合には、将来的な財源の有効活用の観点から、引き続きハード提供による支援が適当かどうかについて、障害者に対する直接的支援（ソフト面での支援）策も含め改めて検討する。</p>

施設名	見 直 し 方 針
10. 視聴覚福祉 センター	視聴覚障害を持つ県民に対して、点字図書の作成・出版をはじめとする幅広い行政サービスを提供する県内で唯一の施設であり、社会参加活動の促進や教養・文化の向上、ボランティアの育成や連携強化などに重要な役割を果たしていること、また、現実的には市町や民間での対応は難しいことから、引き続き県立施設として維持する。
11. 在宅介護研修 センター	「介護」に関する様々な課題については、国全体の社会保障のあり方も含めて、県、市町ともに行政としての対応が求められ続けていくものであり、可能な限りこれまでの生活環境を変えずに老後を過ごしていくためには、在宅介護を含めた地域全体でのケア体制の構築が喫緊の課題である。その点において、当施設は、よりよい在宅介護を実践していくための研修の場として県内唯一の施設でもあることから、引き続き県立施設として維持する。 なお、その存在については、未だ十分に浸透しているとはいえないことから、積極的な周知とその効果の広報に一層努める。
12. 国際貿易 センター (アイテムえひめ)	設置根拠となった「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(FAZ法)」は廃止されたものの、県は、「輸出促進、海外進出を含めた総合的な産業国際化」といった政策を進めており、松山港全体の整備も含めて施設が設置されている一帯は本県貿易振興の拠点エリアであることから、引き続き県立施設として維持する。 なお、施設自体の利用は低調傾向が続いていることから、引き続き指定管理者と協議し、その利用率向上に取り組む。
13. 植 物 くん蒸所	平成 19 年度以降、利用実績がない状態が続いてはいるが、海外から農作物を含む植物を松山港に荷揚げ(輸入)するために基盤となる施設であり、貿易振興を図る県の政策上不可欠なものであることから、引き続き県立施設として維持する。
14. テクノプラザ 愛 媛	企業の技術の高度化や新事業の創出といった企業としての新たなチャレンジを側面から支援することは、県全体の産業振興を図っていくうえでの県としての重要な役割であることから、引き続き県立施設として維持する。 なお、隣接する産業技術研究所との一層の連携を図るほか、新分野進出のための研究開発や新規事業の創出のために利用されるインキュベートルームについては、その活用が低調である要因を分析したうえで、より利用者のニーズに柔軟に対応したサービスの提供を指定管理者と協議し、早急に改善策を検討する。
15. 産業情報 センター	これまで「産業情報ネットワーク」や「インキュベートルーム」などの提供により、県内企業の情報化支援に取り組んできたが、民間ベースで高速かつ低廉なサービスが提供されるようになった中で、情報化技術の進歩に合わせてハード面でリードし続けていくことは、機器の更新に莫大な経費を投入し続けられない限り難しい状況となってきたことから、産業情報ネットワーク等機器整備を伴う情報化支援は縮小する方向で検討する。 ただ、インキュベートルームの利用等については依然としてニーズもあることから、既に投資した県民共有の資産を有効に活用することを前提に、関係者とも十分に協議を重ね、次期指定管理者の指定更新の是非を判断する平成 24 年度末までには、これまで取り組んできた「情報化」にかかわらず、新たな機能を持たせることも含めた抜本的な見直しを行う。
16. 物産観光 センター	本県産品への理解・販売促進や本県の観光・産業への理解・周知を図ることは県としての重要な役割と考えているが、現在の施設については、その利用状況等から、設置目的に沿った効果を達成しにくい現状にあることから、指定管理者の現指定期間満了(平成 25 年度末)をもって廃止することを前提に、廃止後のスペースの活用策も含めて検討する。 なお、当センターの代替機能については、今年度策定した「経済成長戦略 2010」を踏まえ、望ましい物産観光情報発信拠点のあり方について具体的な検討を行う。
17. えひめ 森林公園	本県では、「森林そ生」対策を掲げ、平成 20 年度には「全国育樹祭」を開催するなどして、県民の森林環境に対する保全意識の醸成や森林環境教育の推進を図っているところであり、当施設は、それら「森を守る」といった意識啓発の分野において重要な役割を担っていることから、引き続き県立施設として維持する。 なお、認知度を含めた一層の利用促進については、指定管理者と協議し、積極的に取り組む。
18. 松山観光港 ターミナル	当施設については、本県の海の玄関口であることに加えて、第三セクターである松山観光港ターミナル(株)との共同所有の施設であり、株式会社の経営安定を目的に、不採算の公共スペースを県の所有としていることから、引き続き県立施設として維持する。

施設名	見 直 し 方 針
19. 南予レクリ エーション 都市公園	<p>当施設については、平成12年度の国庫補助事業中止以降、「ホッと南レク活性化全体協議会」などにおいて様々な対応方策を検討・実施しているところであり、平成20年度末には公園の一部を地元市町へ譲与しているほか、来年度以降、大学と企業との連携で設置される植物工場が4号公園に設置されることとなっている。</p> <p>今後も、民間活力を導入した公園の新たな具体的利活用に取り組むこととしているが、近い将来見込まれている高速道路の南予延伸が当施設にはプラスの影響をもたらすものと考えており、当面は県立施設として維持しながら、長期的なスパンに立って市町への譲与も含めた公園の有効活用に努める。</p>
20. 道後公園	<p>県立都市公園であるとともに、国指定の史跡として道後地域を訪れた人々に対して本県中世の歴史を再認識できる機会や癒しの空間を提供しており、当面は県立施設として維持する。</p> <p>なお、松山市所有の近隣施設との一体的運営については、本年4月から、子規記念博物館に指定管理者制度が導入され、民間企業による一部運営管理が開始されることから、当公園の指定管理者と子規記念博物館の指定管理者との連携をはじめ、地元商店街、旅館ホテルなどとの協力体制の一層の強化といった民間ベースでの連携促進の支援に取り組み、その状況等も踏まえつつ、必要に応じて松山市との協議を行う。</p>
21. 総合運動公園	<p>当施設は、平成29年開催予定の「愛媛国体」のメイン会場であることに加え、各種競技の県大会・四国大会等の会場となっているほか、特に陸上競技場は、地域密着型プロスポーツのひとつ「愛媛FC」のホームスタジアムでもあり、「スポーツ立県」を掲げている本県にとっては、広く県民に利用される県内スポーツ振興の拠点となっていることから、引き続き県立施設として維持する。</p> <p>なお、国体に向けた各施設の改修等については、将来的な負担・利用も見据えた適切な対応に努める。</p>
22. とべ動物園	<p>当施設の認知度は県内外を通じて非常に高く、本県の代表的な観光資源にもなっている。</p> <p>平成21年4月からは入園料の一部値上げを行ったが、入園者数は増加傾向にあり、施設自体の評価は得られていると考えられるとともに、よりよい施設にとの県民の期待もあることから、引き続き県立施設として維持する。</p> <p>なお、厳しい財政状況を十分に認識したうえで、施設改修等については計画的な投資を行い、多くの県民に長く愛される施設となるよう努める。</p>
23. 県民文化会館	<p>県内最大の3千人を収容できるメインホールを持ち、県民の文化の祭典である「県民総合文化祭」のメイン会場であるほか、幅広いジャンルの音楽、演劇等の鑑賞の機会を県民に対して提供できる施設として、年間60万人前後の多くの利用があることから、引き続き県立施設として維持する。</p> <p>なお、本館、別館ともに会議室の利用状況が低調であるため、まずは、県主催の会議等の率先利用に努めるとともに、利用者の立場に立ったサービスが提供できるよう、周知方法等の検討も含め、指定管理者と協議し、利用促進を図っていく。</p>
24. 生活文化 センター	<p>当施設については、閑静な住宅街にあって、「和」を基調とした建物の特長を活かして茶道や華道を中心に幅広い文化活動の拠点として長年県民にも親しまれている。</p> <p>しかし、昭和51年に設置された建築物であり、耐震構造となっておらず、その早期対応が求められているところであるが、県立学校の耐震化を急ぐ必要もあり、近々の対応も難しいのが現状である。</p> <p>したがって、当面は県立施設として維持していくものの、耐震化への対応の是非を判断しなければならない時期には、民間をはじめ文化活動を支援する場が以前よりも充実していることなども踏まえて、廃止も含めた検討を行う。</p>
25. 武道館	<p>平成15年度に設置した当施設においては、これまで開催できなかった国際大会など規模の大きい競技会が開催されるなど、柔道、剣道といった本県武道の殿堂として位置づけているほか、施設自体が県産品をふんだんに使用した全国にも誇れる大規模木造建築物である。</p> <p>また、平成29年の「愛媛国体」の武道系競技の会場にもなっていることなどから、引き続き県立施設として維持する。</p>

## 2. 総論として示された3つの課題への対応方針

### 課題1：県民生活の中での「施設の存在」(県民認知度の向上)

今回の検討過程で実施された「県政モニターに対する認知度調査結果」について、半数以上が名前も知らないとされた施設には、不特定多数の多くの県民に利用されることを目的として設置した施設も複数含まれている点や、特定の県民を対象としている施設が含まれるものの全体的に利用が極めて少ない状況については、改めて十分に反省するとともに、危機感を持って対応していく必要がある。

県としては、厳しい財政状況の中にあっても「公の施設」として貴重な財源を投入しながら維持していくといった点を改めて認識したうえで、まずは「施設自体の認知度」を上げるべく徹底的にその周知・広報策について、過去の対応の検証も含めて指定管理者とともに検討し、効果が見込まれると判断されたものについては、試験的であっても順次積極的に取り組む。

### 課題2：利用料金の見直し(理解が得られる範囲での利用者負担の増)

厳しい財政状況が続く中において、施設そのものを維持していくためには、老朽化への対応も含めて、一定の時期には多額の財源を投入しなければならないことも十分に想定しておく必要がある。

県が定めている利用料金の額は、公の施設の本来目的である住民福祉の増進の観点から、他県の類似施設なども参考に従来から低料金で設定しており、現在は、指定管理者制度の導入を契機に県が設定する利用料金の額を上限として、各指定管理者の裁量によって金額が定められている現状である。

今後、受益者負担の適正化といった観点から、特定の利用者に偏りが見られる施設の利用料金の額については、官民間問わず県内の同種と考えられる施設の金額を改めて整理したうえで、条例で定める金額と同額の料金となっているものについては、まずは条例で定める金額の検証(妥当性)を行ったうえで、必要な場合には条例改正等の手続を行い、料金設定については、指定管理者とも十分協議を重ねながら見直しを検討・実施する。

一方、現在の利用料金の額が、条例で定める額に満たないものについては、指定管理者とも十分協議を重ねながら、まずは条例で定める額までの段階的な見直しを検討・実施する。

### 課題3：定期的な検証の仕組みの構築

県では、先に実施した「県直営施設の見直し」に関するフォローアップ(見直し方針への対応)を行い、随時その対応状況を県HPにおいて公表するとともに、今回検討対象となった指定管理者施設についても、運営管理に対するモニタリング(日常的・継続的な点検)を行い、毎年度その結果を検証シートという形で整理して直営施設のフォローアップと同様県HPにおいて公表している。

今回の委員会からの提言は、施設そのものの必要性や県立として維持していくことの妥当性を県自身が常に検証できる仕組みを構築することであることから、今後、方針に対するフォローアップやモニタリング、さらには事務事業評価といった既存制度の中で、施設そのものの必要性等も合わせて検証していくことができるような仕組みの導入を検討し、早急な実践に取り組む。